

独立行政法人農林漁業信用基金会計監査人候補者名簿作成に
至るまでの審査経緯等の公表について

令和 3 年 10 月 19 日
独立行政法人農林漁業信用基金

令和 3 年 10 月 4 日をもって、主務大臣（農林水産大臣及び財務大臣）から令和 3 年度独立行政法人農林漁業信用基金会計監査人として、有限責任あずさ監査法人を選任した旨の通知がありました。

このことに係る当基金における会計監査人候補者名簿の作成経緯は、以下のとおりです。

1 候補者名簿作成経緯

令和 3 年度の独立行政法人農林漁業信用基金の会計監査人候補者名簿作成にあたっては、平成 30 年度に複数年度（5 事業年度）を前提とした審査を行い、有限責任あずさ監査法人を候補者として選定していることから、改めて継続の意向を確認するとともに、当該法人から提出された「独立監査人の監査報告書」及び「監査計画概要説明書」を基に内部審査委員において評価・検証を行いました。

その結果、継続について問題ないことを確認したことから、有限責任あずさ監査法人を候補者名簿に記載し、主務大臣に提出いたしました。

2 選定基準

別紙のとおり

(問い合わせ先)

独立行政法人農林漁業信用基金総務経理部経理課

電 話：03-3434-7818

F A X：03-3434-7836

会計監査人候補者選定基準

信用基金の会計監査にあたっては、

- ① 独立行政法人会計基準に基づく監査であること
 - ② 他の独立行政法人とは異なり、保証・保険業務及び貸付業務を営み、業務毎に区分経理を行うこととされている法人であること
- という事情を踏まえ、以下を基本として選考する。

(1) 基本的要件

- ① 独立行政法人会計基準及び同注解などに対して十分精通していること
- ② 先行独立行政法人及び金融業務（保証、保険及び貸付業務）を行う企業の監査を行った実績があること

(2) 監査体制

独立行政法人制度の特色を理解した監査担当者の適切な配置等、監査体制についてその質を確保する必要がある。このため、

- ① 監査チームの編成
- ② 監査日程、実施方法（監査計画において、期中監査の日数が適切な日数となっていること。また、バックオフィスから適切な支援を受けて監査を行うこと等）を基準とする。

(3) 監査費用

監査費用について、執務総日数は信用基金の組織、予算、事業等を踏まえた監査計画との整合性が必要。また、監査費用については積算の考え方が合理的であり、低廉であることが必要である。このため、

- ① 執務総日数と監査計画の整合性
- ② 監査費用の積算の合理性
- ③ 執務日数の変更に伴う費用の変更の合理的な積算方法を基準とする。